

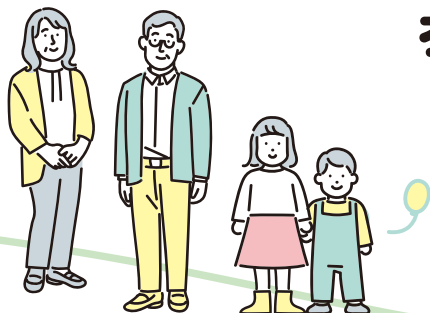
三木市

人権尊重のまちづくり

基本計画 第4次

令和7（2025）年3月

三木市



計画の策定にあたって

「三木市人権尊重のまちづくり条例」は、「世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくる」ことをめざし、平成13（2001）年から施行されました。

本市では条例の規定に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を定め、それに則って市民と行政が互いに手を取り合いながら、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してきました。

このたび本市では、依然として存在するさまざまな人権課題及び新しく顕在化した課題の解消を図り、人権尊重のまちづくりをより積極的に推進するため、法制度や社会情勢の変化などをふまえて従前の基本計画を改定し、新たな「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」（以下「本計画」）を策定しました。

■ 本計画の計画期間

令和7（2025）年度から7年間

■ 策定にあたっての視点

本計画の策定にあたっては、主な視点として次の事項を盛り込んでいます。

- 市民と行政が互いに連携し、誰もがそれぞれの立場で推進する取組の提案
- 全庁的な連携・調整による一体的、連動的な人権施策の推進
- 世界及び国内の動きによる若年層への人権教育の強化
- 「三木市人権に関する市民意識調査」の結果の検証と今後の方向性の提示
- 市職員・教職員への研修の強化による人権意識の向上
- 目標数値と当該目標数値の達成時期及び重点項目の設定
- 別に定める実施計画の適切な進行管理による、実効性のある取組の推進

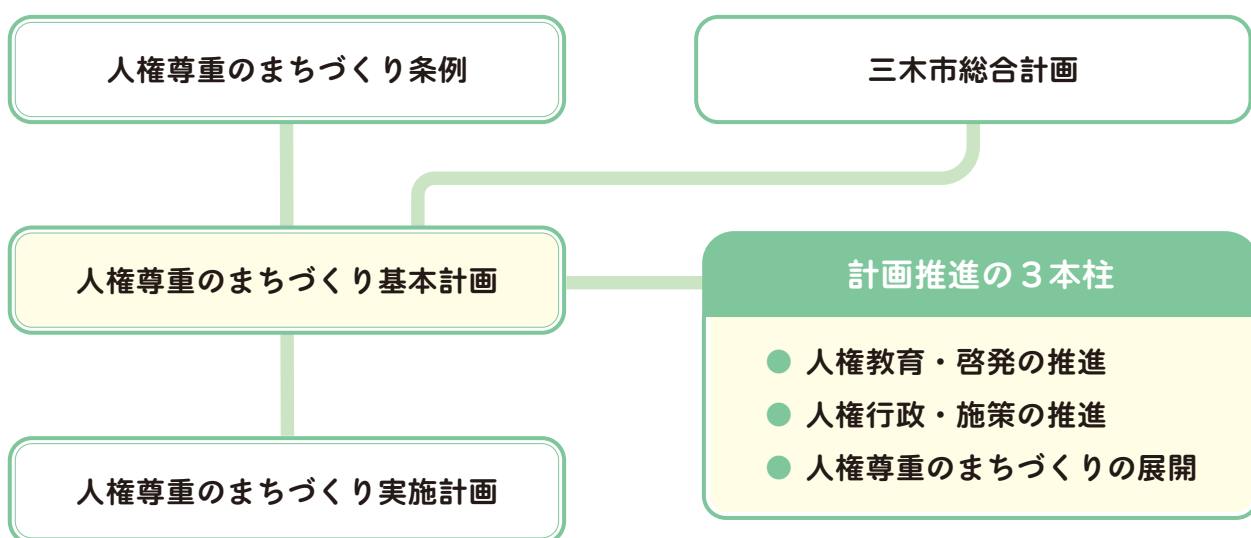
計画推進の方策【計画推進の3本柱】

本計画は、三木市人権尊重のまちづくり条例の規定・趣旨に基づくとともに、本市の市政を推進するさまざまな計画の最上位計画である「三木市総合計画」とも密接に関連づけ、整合を図るとともに、「三木市人権に関する市民意識調査」の結果や「三木市人権尊重のまちづくり推進審議会」及び「三木市人権尊重のまちづくり懇話会」の意見を踏まえて策定しました。

また、本計画の推進にあたっては、「人権教育・啓発の推進」「人権行政・施策の推進」「人権尊重のまちづくりの展開」を3本柱とし、それら相互の密接な連携・調整の下に、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくることをめざしています。

具体的な施策については、「基本計画」に基づいて作成する「実施計画」により、進行管理を図りつつ実施します。また、「実施計画」の施策及び事業については、毎年度、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、その成果や課題を検証します。

■ 三木市人権尊重のまちづくり基本計画の位置づけ



重点取組項目と目標数値

本計画では、従前の計画に加え、新たに「重点取組項目」及び「指標・目標値」を設定しました。

すべての人権課題に共通する事項



重点取組項目

- ① 就学前教育・保育及び学校教育における、連続・系統性に留意した全体計画と年間指導計画に基づく、組織的・計画的な取組の推進
- ② あらゆる人権教育の取組の充実。若年層の参加促進と人権意識の高揚
- ③ 園（所）・学校の人権にかかわる教育課題の明確化。人権教育を教育目標に正しく位置づけた施策の推進
- ④ 市民主体の団体である各地区人権・同和教育推進協議会の活動への支援。災害時にも機能する地域づくりへの貢献
- ⑤ 市民の相談、苦情や要望、提案等への適切な対応のための、各種窓口業務間での連絡・調整
- ⑥ 「人権侵害事件処理規則」の見直し。人権侵害救済を目的とした「人権委員会（仮称）」設立のための準備委員会の設置に向けた体制づくりの検討
- ⑦ すべての市職員と教職員を対象とした、あらゆる人権課題に関する研修の推進による人権意識の高揚
- ⑧ すべての市職員と教職員を対象とした、「人権侵害に係る身元調査等への窓口・電話対応マニュアル」を活用した研修の推進
- ⑨ 共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるための、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業の推進

指標と目標値

指標	「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度
現状	55.7%（令和 5 年度）
目標値・期限	75.0%以上（令和 11 年度）

指標	「三木市人権尊重のまちづくり条例」の周知率
現状	35.7%（令和 5 年度）
目標値・期限	令和 5 年度の数値から増加をめざす（令和 12 年度）

指標	20 歳から 39 歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率
現状	1.31%（令和 5 年度）
目標値・期限	2.2%以上（令和 12 年度）



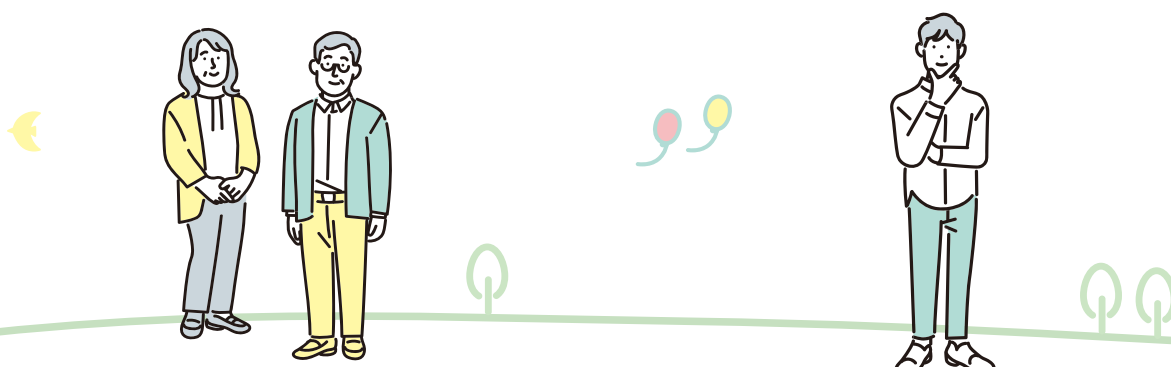
重点取組項目

- ① 学校等における、いじめをなくす、異文化理解を促進するなどの目標の設定。指定教材を定めた人権・同和教育の推進
- ② 教職員を対象とした『同和教育伝承講座』の充実及び各種研修会への参加推進等、人権研修の充実・強化
- ③ 三木市人権教育総合推進事業実施要綱に基づく教育事業・人権リーダー育成事業、人権教育団体助成事業の積極的な推進による、部落差別の解消や人権に関する課題の解決及び共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりへの貢献
- ④ インターネット上に氾濫する情報を読み解く力を身につけるための研修の推進
- ⑤ 公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点とし、三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながらの人権教育・啓発の推進
- ⑥ 住民学習への参加者の増加をめざした、参加意欲の高揚や参加後の満足度が向上する開催方法及び内容の工夫、充実
- ⑦ 部落差別の歴史を深く学ぶことによる、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風の高揚。地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるための研究団体への活動支援

指標と目標値

指 標	差別的な発言（対象地域の人とつきあうのはよくない等）の問題性に気づかない市民の割合
現 状	51.0%（令和 5 年度）
目標値・期限	令和 5 年度の数値から減少をめざす（令和 12 年度）

指 標	同和教育セミナーの参加者数
現 状	264 人（令和 6 年度）
目標値・期限	350 人以上（令和 12 年度）





重点取組項目

- ① 市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修の充実
- ② 一人一人の個性や能力を生かすとともに、幼少期から多様な性差を理解し、互いに尊重し合う教育の推進
- ③ あらゆる分野・場面において、女性が政策決定に参画できる仕組みの構築
- ④ 女性の視点を踏まえた防災計画の策定と市民への周知。災害時における DV や性暴力被害を防止するための支援体制の整備
- ⑤ 男性の家事・育児・介護への参画の促進
- ⑥ 政策・方針決定の場へ参画できる女性を育成するための講座の開催。さまざまな分野で活躍する女性や団体等の交流促進

指標と目標値

指 標	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに否定的な市民の割合
現 状	66.2%（令和 5 年度）
目標値・期限	令和 5 年度の数値から増加をめざす（令和 12 年度）
指 標	審議会委員の女性の割合
現 状	33.9%（令和 6 年度）
目標値・期限	40.0%以上（速やかな達成をめざしているため期限は設定しない）
指 標	市男性職員の育休取得率
現 状	31.3%（令和 5 年度）
目標値・期限	85.0%以上（令和 11 年度）
指 標	業者選定における男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価等の導入についての検討
現 状	—
目標値・期限	令和 10 年度末までに検討



子どもの人権 一生きる力が育つように、発揮できるように



重点取組項目

- ① 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」との認識の下での教育と啓発による、学校・家庭・地域社会が一体となったいじめのない社会づくり
- ② 体罰等に対する意識改革。子どもが健やかに成長、発達するために社会全体で子育てを行う必要性の啓発
- ③ 職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例の紹介。多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現等についての啓発
- ④ いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制の整備による、心理面のサポートや人間関係等の環境調整の、継続的かつきめ細かな支援

指標と目標値

指 標	「保護者がしつけのために、子どもに体罰を加えてもかまわない」と考える市民の割合
現 状	「そう思う」2.3%、「どちらかといえばそう思う」13.8%（令和5年度）
目標値・期限	令和5年度の数値から減少をめざす（令和12年度）

高齢者の人権 生きがいを持ちいきいきと生きるために



重点取組項目

- ① 高齢者との共同活動や交流などの体験を通じた、一人一人の出会いを大切にした学びの推進
- ② 高齢者が伝統文化を園児や小・中学生に継承していく取組の継続
- ③ 地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしている地域づくりの推進
- ④ 認知症に対する正しい知識と理解をもち地域で認知症の人やその家族に対し手助けをする「認知症サポーター」の養成をはじめとする、「新しい認知症観」による認知症高齢者にやさしいまちづくりの推進
- ⑤ 高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流の推進。高齢者自らが社会に貢献できる活動の推進
- ⑥ 高齢者が健康でいきいきと暮らせるための就労をはじめ、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながらの社会参加促進



指標と目標値

指 標	高齢者福祉施設の整備や施策に対する満足度
現 状	52.8%（令和 5 年度）
目標値・期限	56.0% 以上（令和 11 年度）

指 標	「住んでいる地域に特別養護老人ホームが建設されてもかまわない」と考える市民の割合
現 状	92.5%（令和 5 年度）
目標値・期限	令和 5 年度の数値から増加をめざす（令和 12 年度）

障がい者の人権 ー共生する社会へー



重点取組項目

- ① 市内の特別支援学校・学級の保護者座談会の開催による保護者の不安解消や情報交換の場の創出
- ② 公民館や各種団体等に対する、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるような働きかけ
- ③ 障がい者の自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援による、就業の促進、機会の拡大に向けての支援
- ④ 障がい者やその家族などで悩みを持つ人に対する、ライフステージに応じたニーズに的確に対応できる相談体制の充実
- ⑤ 関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上。支援制度の周知及び相談窓口の利用促進
- ⑥ 地域で新たな生活を始める障がい者を含め、誰もが安心して自分らしく暮らせるための、地域で活動する人材の育成の支援

指標と目標値

指 標	バリアフリーに対する満足度
現 状	42.4%（令和 5 年度）
目標値・期限	60.0% 以上（令和 11 年度）

指 標	「障がいのある人に、情報をわかりやすい形で伝える配慮が足りない」と考える市民の割合
現 状	81.2%（令和 5 年度）
目標値・期限	令和 5 年度の数値から減少をめざす（令和 12 年度）





重点取組項目

- ① 市内事業所に向けた、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進
- ② 外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のための、住民学習会等における多文化共生の意義についての教育・啓発
- ③ すべての外国にルーツをもつ子どもが就学の機会を逸することを防ぐための就学状況の管理・把握と就学に向けた取組の推進
- ④ 外国人労働者とその家族が安心して生活ができるような、企業に対する労働環境の改善の働きかけ。企業が抱える問題や課題に対する支援

指標と目標値

指 標	「ヘイトスピーチを認めてもよい」と考える市民の割合
現 状	「そう思う」5.9%、「どちらかといえばそう思う」13.2%（令和5年度）
目標値・期限	令和5年度の数値から減少をめざす（令和12年度）

指 標	「国際交流の促進」に対する満足度
現 状	49.8%（令和5年度）
目標値・期限	75.0%以上（令和11年度）

指 標	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度
現 状	45.7%（令和5年度）
目標値・期限	70.0%以上（令和11年度）

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）

発行年月 令和7年（2025年）3月

発 行 三 木 市

編 集 市民生活部 人権推進課（三木市立総合隣保館）

